

厚生労働省 通達

「出張理容・美容に関する衛生管理の徹底について」(H25年12月25日) 通達

洗髪の設備もあれば尚可。〜〜〜団塊世代の高齢化を予測して12年前より準備し、8年前より販売
ビニール材などのシートの上で作業を行う



携帯用洗髪台「ニュー楽シャン君」本体重量 7.5Kg
3~5分で組み立て お湯と電源があればどこでも使用可



床用シート ホテル用シャワーカーテン
180cm×180cm 施術には十分な広さ
防水・静電気防止が施されています。



収納バック・ブラシ類・フットスイッチ・平形ブラシ
ペーパータオル・バリカン・ネックシャッター・クロス
パフ・エアークッション・使用済み刃物類収納ケース
床用シートの畳んだ状態・薬液・水物・スプレイナー

出張訪問理美容に必要な用具・小物類

はさみ等は衛生的かつ安全に収納する。〜〜出張訪問の現場で体験した危険性を回避するウエストポーチ



バリカン シェバー ハサミ類は蓋付きポシェットへ



外からハサミ類は見えません

皮膚に接する器具・タオルは客1人毎に清潔なものを使用する。〜〜使い回しを避け、清潔・安心第一



ペーパータオル15枚をビニール袋で保護



一枚ずつ引き出して使用します。20cm×75cm

上記内容・フォトについてのご質問はいつでもご連絡(メール・電話)下さればご説明させていただきます。